

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第4回）

日時：令和2年4月17日（金）

16時00分～

場所：第二庁舎4階 災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）緊急事態措置（案）について

（2）その他

3 知事指示

4 閉 会

緊急事態措置(案)

令和2年4月17日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

政府は、4月16日、新たに本県を含む40道府県の全域を対象に、5月6日までを期限として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令しました。

本県においては、大都市に見られるような急激な感染の拡大は見られていませんが、感染拡大を防止し県民生活及び県内経済の安定を図るため、緊急事態措置を次のとおり講じることとします。

県民の皆様には、ご不便をおかけしますが、なお一層のご理解とご協力をお願いします。

緊急事態措置の期間 令和2年4月17日(金)から5月6日(水)まで
緊急事態措置の区域 秋田県全域

1 県外や海外からの移動の自粛

緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、県外・海外からの帰省・訪問など、県境をまたいだ移動を、真にやむを得ない場合を除き、避けていただくようお願いするとともに、ご家族・ご親類の皆様からも、この旨の適切なアドバイスをお願いします。

県外・海外から来られた方は、自らが感染していることを想定し、2週間程度外出を控え、人との接触を最小限にするよう、お願いします。

2 不要不急の外出の自粛

医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、不特定多数の人と会う場所への外出の自粛をお願いします。

特に、都市部で多く人と出会うような外出や、人が集中するおそれがある観光地や県外への外出は、自粛してくださるよう強くお願いします。

3 「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける

集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なる場を徹底して避けていただくをお願いします。

4 接客を伴う飲食店等への外出自粛

これまで以上に徹底して「三つの密」を避けていただくため、「繁華街の接客を伴う飲食店等への外出」を自粛していただくよう、強くお願いします。

5 イベント・行事等の自粛

県民及び事業者の皆様には、多数の人が参加するイベント・行事・会合・集会等の開催を控えるよう、ご協力をお願いします。

また、若者は感染しても症状が出ない場合があることから、集団での活動を控えるようお願いします。

6 県立学校等の休業

県立学校について、早期の休業を要請します。

また、市町村立学校及び私立学校についても、緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、設置者に対し、適切な措置を講ずるよう要請します。

新型コロナウイルス感染症の影響により休館する県の施設

(令和2年4月17日現在)

No.	施設名	休館予定期間	備考
1	公文書館	4月15日(水)から5月6日(水)まで臨時休館	電話等によるリファレンスサービス等は、平日の午前9時から午後5時まで利用可
2	避難者交流センター	当面の間閉館	
3	児童会館	当面の間閉館継続	職員は施設メンテナンス等必要な場合に最小限の範囲で出勤。(常駐なし。)
4	北部男女共同参画センター	4月18日(土)から5月6日(水)まで閉館	職員は施設メンテナンス等必要な場合に最小限の範囲で出勤。(常駐なし。)
5	中央男女共同参画センター	5月6日(水)まで閉館継続	DV等に関する電話相談のみ対応継続。(10:00~17:00、月~土(祝日休業)) それ以外の職員は施設メンテナンス等必要な場合に最小限の範囲で出勤。(常駐なし。)
6	南部男女共同参画センター	4月18日(土)から5月6日(水)まで閉館	職員は施設メンテナンス等必要な場合に最小限の範囲で出勤。(常駐なし。)
7	遊学舎	5月6日(水)まで閉館継続	職員は施設メンテナンス等必要な場合に最小限の範囲で出勤。(常駐なし。)
8	秋田県勤労者身体障害者スポーツセンター	4月20日(月)から5月6日(水)まで閉館	
9	県立図書館	4月21日(火)から5月6日(水)まで休館	
10	生涯学習センター	4月21日(火)から5月6日(水)まで休館	
11	あきた文学資料館	4月15日(水)から5月6日(水)まで休館	
12	少年自然の家(大館・保呂羽・岩城)	4月8日(水)~5月31日(日)まで学校・団体等の受け入れは行わない	
13	あきた白神体験センター	4月8日(水)~5月31日(日)まで学校・団体等の受け入れは行わない	
14	青少年交流センター	研修部門の休止について検討中	

新型コロナウイルス感染症の影響により休館する県の施設

(令和2年4月17日現在)

No.	施設名	休館予定期間	備考
15	博物館	4月18日(土)から5月6日(水)まで休館	
16	農業科学館	4月18日(土)から5月6日(水)まで休館	
17	県立美術館	4月14日(火)から5月6日(水)まで休館	
18	近代美術館	4月21日(火)から5月20日(水)まで休館	秋田ふるさと村の休館期間と同期間
19	向浜スポーツゾーン	令和2年4月18日(土曜日)から令和2年5月6日(水曜日)まで	【対象施設】 県立総合プール、県立スケート場、県立野球場、4面球場、テニスコート
20	県立武道館	令和2年4月18日(土曜日)から令和2年5月6日(水曜日)まで	
21	田沢湖スポーツセンター	令和2年4月18日(土曜日)から令和2年5月6日(水曜日)まで	
22	スポーツ科学センター	令和2年4月18日(土曜日)から令和2年5月6日(水曜日)まで	
23	十和田ホテル	令和2年4月17日(金曜日)から令和2年6月30日(火曜日)まで	
24	フォレストアウター	令和2年4月18日(土曜日)から令和2年5月6日(水曜日)まで	宴会のみ休業
		令和2年4月18日(土曜日)から令和2年4月27日(月曜日)まで 令和2年5月6日(水曜日)から当面の間	レストラン夜間営業・宴会・宿泊の休業
25	秋田ふるさと村	令和2年4月21日(火曜日)から令和2年5月20日(水曜日)まで	
26	男鹿水族館	令和2年4月21日(火曜日)から令和2年5月6日(水曜日)まで	
27	十和田ホテル	令和2年4月17日(金曜日)から令和2年6月30日(火曜日)まで	冬期休業期間の延長
28	フォレストアウター	令和2年4月18日(土曜日)から令和2年5月5日(火曜日)まで	宴会のみ休業
		令和2年4月18日(土曜日)から令和2年4月27日(月曜日)まで 令和2年5月6日(水曜日)から当面の間	レストラン夜間営業・宴会・宿泊の休業

新型コロナウイルス感染症の影響により休館する県の施設

(令和2年4月17日現在)

No.	施設名	休館予定期間	備考
29	サンルーラル大潟	令和2年4月18日(土曜日)から 令和2年5月6日(水曜日)まで	宴会のみ休業
30	秋の宮山荘	令和2年4月18日(土曜日)から 令和2年5月6日(水曜日)まで	宴会のみ休業
31	田沢湖オートキャンプ場	令和2年5月11日(月曜日)まで	冬期休業期間の延長
32	男鹿山オートキャンプ場	令和2年4月21日(火曜日)から 令和2年5月6日(水曜日)まで	
33	若美オートキャンプ場	令和2年4月21日(火曜日)から 令和2年5月6日(水曜日)まで	
34	総合生活文化会館(アトリオン)※県有部分	令和2年4月18日(土曜日)から 令和2年5月6日(水曜日)まで	貸館部分(音楽ホール、多目的ホール、展示室、研修室、イベント広場等)の休止
35	県立総合射撃場	令和2年4月18日(土曜日)から 令和2年5月6日(水曜日)まで	
36	県立新屋運動広場	令和2年4月18日(土曜日)から 令和2年5月6日(水曜日)まで	
37	県立小泉潟公園(公園内施設)	令和2年4月18日(土曜日)から 令和2年5月6日(水曜日)まで	【対象施設】 テニスコート、遊具、フィールドアスレチック、バーベキュー広場
38	県立中央公園(公園内施設)	令和2年4月18日(土曜日)から 令和2年5月6日(水曜日)まで	【対象施設】 県営陸上競技場、県営補助陸上競技場、野球場、県営球技場、県営庭球場(ハードコート及び人工芝テニスコート)、投てき場、アーチェリー場、野球広場、運動広場、県営トレーニングセンター、県営屋根付きグラウンド、フィールドアスレチック、キャンプ場、バーベキュー広場

新型コロナウイルス感染症の影響により休館する県の施設

(令和2年4月17日現在)

No.	施設名	休館予定期間	備考
39	県立北欧の杜公園 (公園内施設)	令和2年4月18日(土曜日)から 令和2年5月6日(水曜日)まで	【対象施設】 テニスコート、キャンプ場、遊具、レストラン、なべっこ広場
40	Aターンサポートセンター(窓口業務の中止)	令和2年4月8日(水曜日)から 令和2年5月6日(水曜日)まで	相談員との電話・メールによる相談は対応しています
41	あきた美彩館(アンテナショップ)	令和2年4月8日(水曜日)から 令和2年5月6日(水曜日)まで 【予定】	ダイニング(飲食部門)の休業とともに、 4/16(木)からはショップ(物販部門)も休業
42	北東北3県名古屋合同 事務所内観光コーナー	令和2年4月7日(火)から 当分の間	観光コーナーを一部縮小
43	北東北3県大阪合同 事務所内観光案内コーナー	令和2年4月8日(火)から 令和2年5月1日(金曜日)まで	窓口対応の中止
44	みちのく夢プラザ(北東北3県福岡アンテナショップ)	令和2年4月8日(水曜日)から 当面の間	アンテナショップの休館
45	動物愛護センター	3月1日からの一般公開中止を 継続	動物引取等業務は実施
46	玉川温泉ビジターセンター	冬季休館を継続	当初4/28開館予定
47	祓川山荘	冬季休館を継続	避難小屋機能は維持 (当初4/28開館予定)
48	銚立山荘	冬季休館を継続	避難小屋機能は維持 (当初4/17開館予定)
49	銚立ビジターセンター	冬季休館を継続	当初4/17開館予定
50	秋田駒ヶ岳情報センター (アルパこまくさ内)	4月20日(月)から休館	

新型コロナウイルス感染症対策に係る

秋田県緊急事態措置(案)

令和2年4月17日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

秋田県における緊急事態措置

1 緊急事態措置の期間

令和2年4月17日(金)から5月6日(水)まで

2 緊急事態措置の区域

秋田県全域

3 緊急事態措置の内容

(1) 県外や海外からの移動の自粛

- 緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、県外・海外からの帰省・訪問など、県境をまたいだ移動を、真にやむを得ない場合を除き、避けていただくようお願いする。
- ご家族・ご親類の皆様からも、この旨の適切なアドバイスをお願いする。
- 県外・海外から来られた方は、自らが感染していることを想定し、2週間程度外出を控え、人との接触を最小限にするよう、お願いする。

秋田県における緊急事態措置

(2) 不要不急の外出の自粛

- 医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、不特定多数の人と会う場所への外出の自粛をお願いします。
- 特に、都市部で多く人と出会うような外出や、人が集中するおそれがある観光地や県外への外出は、自粛してくださるよう強くお願いします。

(3) 「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける

- 集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なる場を徹底して避けていただくようお願いする。

(4) 接客を伴う飲食店等への外出自粛

- これまで以上に徹底して「三つの密」を避けていただくため、「繁華街の接客を伴う飲食店等への外出」を自粛していただくよう、強くお願いします。

秋田県における緊急事態措置

(5) イベント・行事等の自粛

- 県民及び事業者の皆様には、多数の人が参加するイベント・行事・会合・集会等の開催を控えるよう、御協力をお願いします。
- また、若者は感染しても症状が出ない場合があることから、集団での活動を控えるようお願いします。

(6) 県立学校等の休業

- 県立学校について、早期の休業を要請する。
- また、市町村立学校及び私立学校についても、緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、設置者に対し、適切な措置を講ずるよう要請する。